感染対策指針

にしのみや苑

制定：2021 年（令和３年）３月 18 日　　最終改訂：2026 年（令和８年）４月１日

1. 感染対策指針の目的

施設内感染は、入居者・利用者・職員の身体的苦痛、生命の危機など多大な不利益を生じさせる。そのため、感染対策は施設運営における重要課題である。

にしのみや苑は感染対策委員会を設置し、感染の予防・まん延防止・再発防止対策を適切に行うことにより、安全で質の高い介護サービスの提供を図ることを目的として、この指針を制定する。

本指針は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめとする新興感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等の季節性感染症、疥癬・結核等の施設特有の感染症に対応するものとし、厚生労働省の最新の通知・ガイドラインを踏まえた運用を行う。

2. 施設内感染に対する基本的な考え方

にしのみや苑の感染対策は、施設内に感染症の利用者と感染症に罹患しやすい利用者とが同時に存在していることを前提に、必然的に起こりうる入居者・職員への感染症の伝播リスクを最小限にする。また、個別および施設内外の感染症情報を幅広く共有して、施設内感染の危険および発生に対して迅速に対応する。

施設内感染が発生した事例については、速やかに調査を行い、その根本原因を究明するとともに再発防止策を講じる。

こうした基本姿勢をベースとした施設内感染対策活動の必要性・重要性を全職員が自覚し周知徹底するとともに、施設内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

また、「業務継続計画（BCP）」と連携し、感染症発生時においても継続的に利用者へのサービスを提供できる体制を整える。

3. 感染対策委員会（以下、委員会）の方針

感染防止対策に関する施設内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど施設内感染防止対

策活動を推進するために、組織横断的な感染防止対策委員会を設置する。

1）　委員会は、各部署代表者で構成する。委員長は看護役職者とし、副委員長を施設長が指名する。

2）　委員会は、3か月に1回以上定例会議を開催する。その他、必要に応じてその都度開催する。

3）　委員会の所掌業務は次の通りとする。

ア．施設内感染の発生を未然に防止するための予防対策・調査・研究に関すること。

イ．施設内感染が発生した場合における緊急対策および行政への報告に関すること。

ウ．施設内感染防止のために必要な職員教育・健康管理に関すること。

エ．感染対策マニュアルの整備・改訂に関すること。

オ．各種感染症の発生動向や流行状況に関する情報収集を実施し職員に情報をフィードバックするとともに記録管理に関すること。

カ．業務継続計画（BCP）の感染症対応部分との整合・連携に関すること。

4. 感染症対策の施設内研修の方針

1）　全職員を対象に感染対策に関する研修を年2回以上開催する（集合研修または動画・eラーニングの併用も可）。

2）　新規採用職員に対しては採用時研修として感染対策教育を行う。中途採用者・配置転換者に対しても必要に応じて教育を行う。

3）　委託職員（給食・清掃・送迎等）に対しても、感染対策に関する必要な情報提供・講習を行う。

4）　研修の実施記録（日時・参加者・内容）を保管し、未受講者へのフォローアップを行う。

5. 施設内感染発生時の対応

1）　職員は、施設内感染が疑われる場合、速やかに看護師および事務所（管理者）に報告する。

2）　感染対策委員会委員長（看護役職者）は、速やかに主要な感染対策委員を招集・協議し、必要に応じて臨時委員会を開催のうえ、感染源・感染経路・範囲の調査を行

う。

3）　感染対策委員会委員長は、調査結果を委員会へ報告するとともに対応策を検討・実施する。

4）　委員長は、委員会において追跡調査を行い、施設内感染の収束を確認する。

5）　感染症の種類・規模に応じ、以下の行政報告を速やかに行う。

ア．感染症法に基づく保健所への届出（感染症の種別により届出期限が異なるため、最新の通知を参照）

イ．介護保険法に基づく市（西宮市）および都道府県（兵庫県）への報告

ウ．入居者家族への連絡（発生状況・対応方針の説明）

6）　隔離・コホーティング等の具体的な対応手順は、別に定める「感染対策マニュアル」に従う。

6. 平常時の感染予防対策

1）　標準予防策（スタンダードプリコーション）を全職員が徹底し、手指衛生・個人防護具（PPE）の適切な使用を日常的に実施する。

2）　施設環境（特に食堂・浴室・トイレ等の高頻度接触面）の適切な清掃・消毒を定期的に実施する。

3）　職員の健康管理を行い、発熱・呼吸器症状・消化器症状等がある場合は就業を制限する。

4）　入居者および職員へのインフルエンザ等のワクチン接種を積極的に推進する。

5）　外来者（家族・ボランティア等）への感染予防策の周知徹底（健康確認・手指消毒等）を行う。

7. 感染対策指針の閲覧

1）　本指針は、利用者およびその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じる。

2）　本指針は、兵庫県の情報公表に掲載して公開する。

8. 感染対策推進のために必要なその他の方針

1）　感染対策マニュアルを作成・整備し、マニュアルに基づく感染対策の全職員への周知徹底に努める。

2）　感染対策委員会は、その時々の感染症の動向・国・行政の最新通知に着目し、感染対策マニュアルの改訂を適宜行う。

3）　感染発生状況・委員会議事録・研修記録等は、適切に保管するとともに、次年度の感染対策計画の策定に活用する。

4）　本指針は、少なくとも年１回（毎年４月）定期的に見直しを行い、必要に応じて改訂する。

【改訂履歴】

制定：2021 年（令和３年）３月 18 日

改訂：2026 年（令和８年）４月１日（第２版）　主な改訂：BCP 連携条項追加・行政報告手順明文化・平常時対策の章新設・研修規定拡充・改訂サイクル規定追加